

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 トリオアセットマネジメント株式会社
住所 東京都中央区銀座八丁目 1 4 番 5 号 銀座小寺ビル 3F
金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 2 8 2 9 号

■投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

■報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

② 入会金：108,000 円（税込、入会時のみ）

サービス（会員限定）

コース	頻度	助言の方法	内容	報酬額（税込）
「ベーシックコース」	MRA レポート 月 4 回	電子メールにて提供	国内証券会社のアナリストレーティングの MRA 評価のうち、上位成績銘柄&期待リターンの高い銘柄 PICK	半年契約： 129,600 円 年間契約： 216,000 円

「バリューコース」	MRA レポート 月 4 回、セルポイントは日々の前場後場終了後	電子メールにて提供	ベーシックコース全内容+前場の終了後及び後場終了後にセルポイント（売り時）メールを配信	半年契約： 194,000 円 年間契約： 324,000 円
「セルポイントメール（β版）」	日々配信（相場の休日を除く）	電子メールにて提供	「セルポイントメール（β版）」 前場、後場終了後に推奨銘柄の売り時メールを日々配信。（相場の休日を除く）	半年契約： 75,600 円 年間契約： 151,200 円
「プロフェッショナルトレーダーアクション（PTA）レポート」	不定期	電子メールにて提供	「プロフェッショナルトレーダーアクション(PTA)レポート」 ①相場の状況をフルペーパーで作成し、相場を読むデータを提供。目安 1-2 か月に 1 回程度。 ②相場変動の中で、フルペーパーの流れが変わった部分を、データとして提供。変化の都度。目安 2 週間に 1 回程度。 ③ショートコメントを相場の変化時に速報で通知。目安 週 1 回程度。	1 か月（初回のみ）： 37,800 円 3 か月： 97,200 円 6 か月： 162,000 円

契約期間：サービス開始日 平成 年 月 日より ヶ月

その他の費用

当社へ報酬をお振込みいただく際の振込手数料はお客様負担となります。

③ お支払について

入会申込日より7日以内に報酬額をお支払下さい。お支払確認後、サービス開始となります。本契約は契約満了7日前から契約満了日までの期間に、次回報酬額のお支払確認が取れない場合は自動解約となりますので、更新時は契約満了7日前から契約満了日までの期間に、更新の意思を書面（FAX、電子メール含む）にて通知して頂き、契約満了日までに次回報酬額をお支払下さい。

■有価証券に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券についてのリスクは、次のとおりです。

① 株式

価格変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク：債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがありま

す。

■クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の計算は次のとおりとなります。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
 - ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：週刊サービスについては日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この際、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。お支払いいただいた会費から、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。スポットサービスにつきましては、投資助言を行っている場合、契約料の返金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約の途中解約はできません。

なお、週刊サービスは、契約満了日を迎えても契約は終了せず自動更新されます。契約を終了するには、契約満了日を含む月の20日までに、所定の書面にてお申出下さい。契約を更新せず、期間満了をもって終了することができます。会費の精算は行いません。

■租税の概要

お客様が有価証券を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

■投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃止したとき

■禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ① 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ② 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

会社の概要

1. 資本金

600 万円

2. 役員の氏名

代表取締役 森下 三興

取締役 奥村 尚

監査役 野口 光夫（駿河台法律会計事務所 所長）

3. 主要株主の氏名

エムプラス株式会社

株式会社 LK・Partners

4. 分析者・投資判断者

奥村 尚

5. 助言者

奥村 尚

6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

商号：トリオアセットマネジメント株式会社

住所：東京都中央区銀座八丁目 1 4 番 5 号 小寺ビル 3 階

電話：03-5148-5553

E-mail：info@trio-am.co.jp

7. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先」とおおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

8. 当社の紛争解決措置について

当社は、投資助言・代理業務に関する紛争解決措置として、東京三弁護士会と協定を締結し、紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、東京三弁護士会をご利用になる場合には、下記連絡先までお申し出下さい。

東京弁護士会紛争解決センター（電話 03-3581-0031）

受付場所：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～15時00分

第一東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3593-8588）

受付場所：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階～13階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～16時00分

第二東京弁護士会仲裁センター（電話 03-3581-2249）

受付場所：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時00分 13時00分～17時00分

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- (1) お客様からのあっせん申立書の提出
- (2) あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- (3) お客様からあっせん申立金の納入
- (4) あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- (5) あっせん案の提示、受諾

9. 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、業務を行っておりません。